

預金規定等への暴力団排除条項導入に伴うお客様へのお願い

筑波銀行(頭取 木村 興三)では、暴力団、暴力団員をはじめとする反社会的勢力との関係遮断のための取組みをすすめておりますが、平成 22 年 6 月 1 日より、その取組みの一環として、普通預金規定、総合口座規定、当座勘定規定、貸金庫規定を改正し、暴力団排除条項を導入するとともに、普通預金口座の開設など各種取引のお申込時に、お客さまが反社会的勢力ではないことを確認させていただきます。

これにより、取引開始後に申込時の申告が虚偽であった場合や反社会的勢力に該当することが判明した場合等には、取引を停止し、または取引を解約させていただくこととなります。

この取扱いは、平成 19 年 6 月に政府より公表された、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(「政府指針」といいます)の内容を踏まえたものです。

筑波銀行では、政府指針などの趣旨を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断のための取組みを積極的にすすめてまいりますので、何卒、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。